

第 7 7 号議案

中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

公営住宅法の改正に伴い、認知症患者等の使用者の収入に関する報告について定めるとともに、規定を整備する必要がある。

## 中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例

中野区立福祉住宅条例（平成10年中野区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「場合」の次に「（同条ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、使用者が公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入に関する報告をすること及び法第34条の規定による収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。

第14条第1項中「前条の報告その他の資料に基づき」を「前条本文の報告に基づき（同条ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により）」に改める。

第23条第1項中「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条」を「省令第11条」に改める。

第24条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第11条第2項、第13条ただし書及び第14条第1項の規定は、平成30年4月以後の月分の使用料について適用し、同年3月以前の月分の使用料については、なお従前の例による。